

「学校安全点検マニュアル」の作成にあたって

白石市教育委員会
教育長 半沢 芳典

学校安全の推進につきまして、日頃より御尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

学校（園）は、夢や志、意欲をもって学び、人と人との関わりの中で、人格の形成がなされる場所であります。園児・児童生徒が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、安全の確保が保証されていることが不可欠であります。

この学校（園）の安全を維持するためには、学校（園）・家庭・地域が協働的に安全・安心な環境を整備するとともに、児童生徒等自らが安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を身に付けることが求められております。

学校（園）では長時間、年齢も発達段階も様々な児童生徒等が校地内で過ごし、多様な活動を行っています。この学校（園）現場で何か事故が起こった際は、教職員の児童生徒等に対する安全教育の在り方や、施設・設備等の安全管理の適切な実施についてがまず問われます。

このことから、学校（園）では、法令で定められた安全点検を確実に実施することに加え、日々の点検において、適切な視点及び方法で安全確認がなされること、異常を発見する感覚・意識を上げておくこと、危険箇所を放置せずに適切な対応・措置を講じることなどが重要となってきます。この安全点検の重要性は、学校における安全管理の取組の充実として、文部科学省が策定した令和4年度から5年間を計画期間とする「第3次学校安全の推進に関する計画」の中に明示されている内容でもあります。

しかし、安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない点が課題として挙げられております。そこで、白石市教育委員会としましては、今回、更に適切な安全点検の実施を目的とし、学校（園）における施設・設備等の定期・日常点検に関する標準的な視点・対応等を示したマニュアルを作成いたしました。

今後は、本マニュアルを有効に活用していただき、学校（園）の環境・実態に応じた安全管理の推進、特に、児童生徒等の安全・安心を保証する安全点検の確実な実施が行われるようお願いいたします。

結びに、「学校安全点検マニュアル」の作成にあたり御協力を賜りました宮城県教育庁保健体育安全課様、宮城県大河原教育事務所指導班様、宮城県白石工業高等学校建築科長様をはじめ、市内各小中学校及び第二幼稚園の関係職員の方々に、心より感謝を申し上げます。

令和4年12月

目次

「学校安全点検マニュアル」の作成にあたって

点検の種類／各点検のタイミング	… [1]
日常の安全点検とは／安全点検のポイント	… [2]
点検結果の記録と活用／点検方法	… [3]

1 敷地・外構の点検

①舗装・道路等	②マンホール	… [5]
③側溝・排水溝	④校門・ゲート	… [6]
⑤フェンス・塀・手すり	⑥樹木・藤棚・像等	… [7]
⑦掲揚台（塔）・遊具	⑧防球ネット	… [8]
⑨斜面	⑩擁壁	… [9]
⑪外倉庫・キュービクル等	⑫屋外プール	… [10]

2 建物外部の点検

①外壁	②ひさし・軒・柱頭部	… [13]
③高所にあるもの	④建具	… [14]
⑤金属製の手すり・金物	⑥備品等の放置	… [15]
⑦屋外階段周辺の障害物	⑧屋外階段の損傷等	… [16]
⑨屋上の排水ドレン・とい	⑩トップライト	… [17]
⑪パラペットの損傷・劣化等	⑫笠木や金属類の腐食	… [18]
⑬室外空調機	⑭高架水槽・受水槽等	… [19]

3 建物内部の点検

①天井	②照明器具	… [21]
③ガラス	④窓・ドア	… [22]
⑤クレセント・鍵	⑥窓ガラス周辺	… [23]
⑦内壁（内装材）	⑧扉等	… [24]
⑨放送機器・体育器具	⑩キャスター付きのテレビ台等	… [25]
⑪天吊りテレビ・スクリーン	⑫棚置きテレビ・パソコン等	… [26]
⑬棚・ロッカー等	⑭棚の積載物	… [27]
⑮薬品棚の収納物	… [28]	
⑯ピアノ等	… [29]	
⑰エキスパンション・ジョイントのカバー材	… [30]	
⑱エキスパンション・ジョイント及びその周辺	… [30]	
⑲避難経路等の障害物	⑳避難器具周辺の障害物	… [31]
㉑消防設備周辺の障害物	㉒非常放送設備・消防設備の種類	… [32]
㉓床や壁のささくれ・段差	㉔トイレや洗面台の漏水	… [33]
㉕コンセント・コード	㉖ガス漏れ・換気扇	… [34]

資料編

・日常の安全点検のポイント	… [37]
・臨時の安全点検のポイント【平常時】	… [38]
・臨時の安全点検のポイント【学校行事前】	… [39]
・臨時の安全点検のポイント【避難訓練前】	… [40]
・臨時の安全点検のポイント【梅雨・台風前】	… [41]
・学校施設・設備管理マニュアル	… [42]
・安全点検表（参考例1, 2）	… [45]
・学校安全委員会規約	… [47]
・安全点検等の年間計画（例）	… [48]
・学校施設設備台帳作成要領	… [49]
・白石市学校施設点検（専門家等）計画	… [52]
・白石市学校安全の日を定める規則	… [53]

おわりに

点検の種類

専門家等が行う点検（白石市学校施設点検）

市が設置する学校(園)を4グループに分け、ローテーションにより業者による点検と市技術職員による点検を行う。この点検方法により、各学校(園)の施設は2年に1回業者ないし市技術職員による点検を受けることになる。専門家による点検を行わない年は、教育委員会事務局職員と学校職員による合同点検を行う。

なお遊具については、従前どおり、全学校施設を対象として年1回業者による点検を実施する。
【学校保健安全法第26条、第3次学校安全の推進に関する計画】

学校が行う点検（安全点検）

不具合があると安全上の問題があるものや、非常時の避難にかかるもの等については、法定点検だけでは十分とは言えず、学校による日々のチェックが大変重要です。

【学校保健安全法第27条、学校保健安全法施行規則第28条・29条】

●定期の安全点検（例）

頻度：①每学期1回

②毎月1回

項目：①児童生徒等が使用する施設・設備及び
防火・防災・防犯に関する設備など

②児童生徒等が多く使用と思われる
校地・運動場・教室など

●日常の安全点検（例）

頻度：毎日

項目：児童生徒等が最も多く活動を行うと
思われる箇所

●臨時の安全点検（例）

頻度：学校行事の前後など必要があるとき

項目：必要に応じて設定する

各点検のタイミング

	1年目 <small>(令和4年度より)</small>	2年目	3年目	4年目
専門家 が行う 安全点検 建物を適法な状態に保つための最低限の点検。専門家(業者、市技術職員等)が行う。【p.52参照】	A 建築士会点検	A 市教委・学校合同点検	A 市技術職員点検	A 市教委・学校合同点検
	B 市教委・学校合同点検	B 建築士会点検	B 市教委・学校合同点検	B 市技術職員点検
	C 市技術職員点検	C 市教委・学校合同点検	C 建築士会点検	C 市教委・学校合同点検
	D 市教委・学校合同点検	D 市技術職員点検	D 市教委・学校合同点検	D 建築士会点検
定期の 安全点検 児童生徒等が通常使用する施設・設備等の点検。学校が毎月実施。				
臨時の 安全点検 学校行事の前後や災害時などの点検。学校が必要に応じて実施。				
日常の 安全点検 安全管理のために毎授業日ごとに行う点検。学校が毎授業日ごと実施。				

日常の安全点検とは

建物や設備が安全であるためには、「建物等が安全な状態にあるか常に意識する」ということが大変重要です。日常の安全点検とは、不具合に対する感度を高め、日常業務の中で五感を使って異変に気付くようにするというものです。

日常業務の中に点検の視点を取り込む

毎日実施するものなので、日常業務の負担にならないように工夫しましょう。

●校内巡回などに併せて

管理職（校長，教頭）が校内を巡回する際に建物等の安全に関する視点を加えるなど、これまでも行っていた業務と併せて実施します。

●多くの人の目で

先生方全員が、建物等の異変について日常業務の中で気にかけるようにしていくことがより安全・安心につながります。

異常が見付かったらすぐ報告を

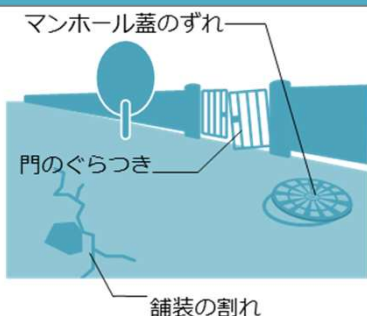
命に関わるものと思われる異常が見付かった際には、使用禁止等の適切な措置を講じ、教育委員会に連絡します。

教育委員会は、状況に応じて学校と連携し、速やかに対応します。

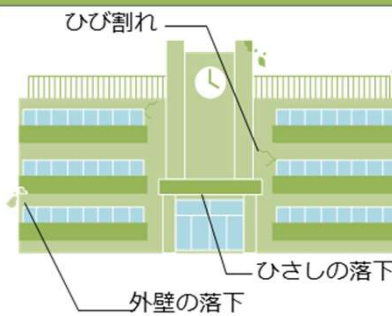
不具合の記録を残すことで、繰り返し起こる不具合の原因を突き止めることや、管理職（校長，教頭）や安全担当が異動になった際にもスムーズに業務を引き継ぐことができます。

安全点検のポイント

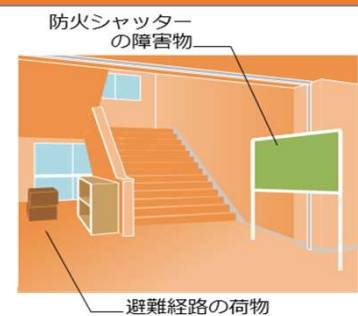
敷地・外構の点検 (p.5～10)



建物外部の点検 (p.13～19)



建物内部の点検 (p.21～34)



点検結果の記録と活用

点検結果は記録し、管理職（校長、教頭）や安全担当が異動してもスムーズに業務を引き継げるようにします。写真も添えておくと分かりやすく有効です。また、点検結果は、修繕・改修につなげるための貴重なデータとなります。

点検結果を保存する

安全点検表や学校施設・設備台帳は、各学校及び教育委員会の双方でファイリングしておきます。

記録は後任に引き継ぐ

管理職（校長、教頭）や安全担当の異動の際には、点検結果や学校施設・設備台帳を後任者に必ず引き継ぎます。

前回までの点検結果を振り返る

繰り返し起きている不具合を把握することや修繕・改修が出来なかった不具合の経過観察ができます。

修繕・改修につなげる

不具合を修繕・改修につなげるために、情報をしっかりと学校内及び教育委員会と共有することが大切です。教育委員会には多くの情報が寄せられるので、安全点検結果報告書等で適切に報告します。（急を要する場合は別途連絡します。）

集まった不具合の情報は教育委員会で精査し、優先度の判定をして対応（修繕・改修）します。

改善措置を講じる

安全点検を実施し、児童生徒等の安全確保に支障となる事項がある場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止など適切な措置を講じます。

点検方法

目視		目で確かめる。
打音		打診棒等を用いて音を確かめる。
振動		実際に揺らして確かめる。
負荷		実際に力を掛けて確かめる。
作動		実際に動かして確かめる。
触診		実際に触れたり、動かしたりして確かめる。
傾聴		異音がしたり、放送等が聞き取りにくかったりしないか確かめる。